



日本共産党 長崎市議会議員

中西あつのぶ市政報告

活動ニュース VOL. 9

何でも無料生活相談実施中

E-mail:nakanishi@jcp-n.com

携帯電話：090-4909-3530

LINE公式のチャットもご利用ください



LINE公式



X



@ATSUNOBU_NAKANISHI

ご意見、ご要望
お寄せください。



9月
市議会

9月市議会が9月5日から29日まで開かれました。使用料・手数料の見直しに関する議案69件や補正予算案を審査しました。採決の結果、自民創生や市民クラブ、新政ミライなどの賛成33(反対は5)で可決されました。市への使用料・手数料見直しに関する意見書については、党市議団も賛成しました。

公共施設は誰もが利用しやすい料金とすべき

中西市議は、来年4月実施とする手数料・使用料の見直し議案に反対討論を行いました(一部省略)。

.....

本議案は、住民票等の諸証明手数料32件、市条例を根拠とする手数料3件、法律を根拠とする手数料627件、合計662件の手数料を改定しようとするものです。本改定により、市民や事業者の負担増は3億6千万円に上ります。諸証明書類や開発許可などにかかる交付や閲覧への対応は、もっとも基本的な行政サービスです。今回、諸証明書類の手数料を100円値上げて400円に引き上げる提案ですが、近隣自治体や中核市62市の状況をみても300円が最も多く、**現行料金が妥当であることは明らか**です。30年改定してこなかったことなどは値上げの理由にならず、現行料金を据え置くべきです。

今回、市民の皆様が、日々利用するふれあいセンターをはじめ、文化ホール、スポーツ施設、観光施設など174施設について受益者負担の適正化をはかるとして、使用料引き上げが提案されました。従来の料金と比較すると、ふれあいセンター研修室50平米未満で154円値上げし310円に、市民総合プール一般の利用では230円値上げし700円に、グラバー園一般の利用で680円的大幅値上げで1,300円となるなど、値上げによる利用減少が危惧されるものです。

2024年度の述べ利用者数は、ふれあいセンターでは約57万人、文化ホールで約42万人、スポーツ施設では約130万人の利用があるなど、少なくともものべ、**約230万人以上の市民に影響を与えます**。

本議案に反対する理由の第1は、物価高騰下で市民生活が厳しいときに、負担を増やすべきではない(ノ)



と考えるからです。総務省が発表した8月の消費者物価指数は112.1で前年同月と比べて2.7%の上昇で、深刻な物価高が市民生活を脅かしています。

年齢減免の廃止、許されない！

反対する理由の第2は、年齢減免を一律、廃止しようとしていることも到底許されないからです。大半の自治体において高齢者への使用料減免を実施しており、**住民福祉の増進の観点から継続すべきです**。

反対する理由の第3は、そもそも公共施設は市民全体の財産であり、施設を利用している人と利用していない人を比較する受益者負担の考えはふさわしくないからです。

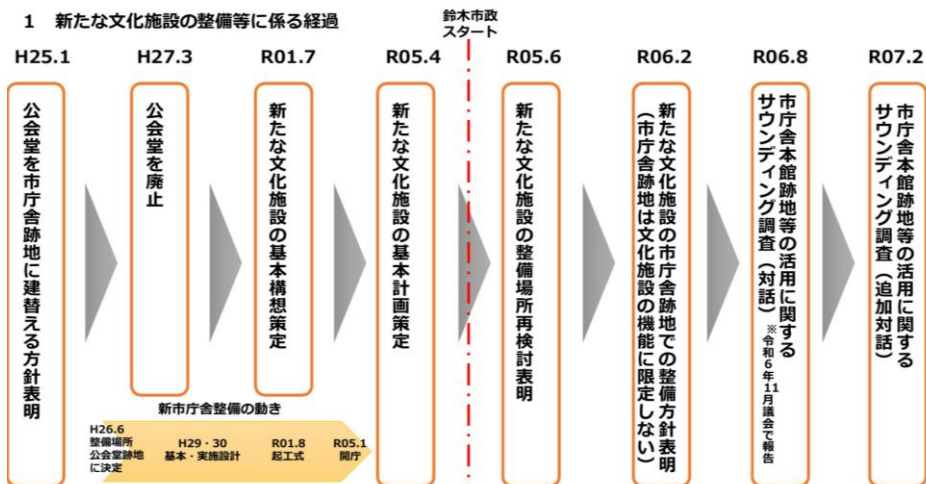
私は委員会質疑で、仮に引き上げを行わなかった場合、運営に支障をきたすのかと質問しましたが、市は「財政調整基金もあるのでただちに(支障をきたす)」ということはない」と答弁しています。

物価高で市民生活がきわめて厳しいときに、約8億円もの市民負担を増やすのではなく、いまは現行料金を据え置いて、市民利用を確保すること、何よりも**市民生活の実態を適切に見極めた判断をすべき**であると考えするため、本議案に反対するものです。

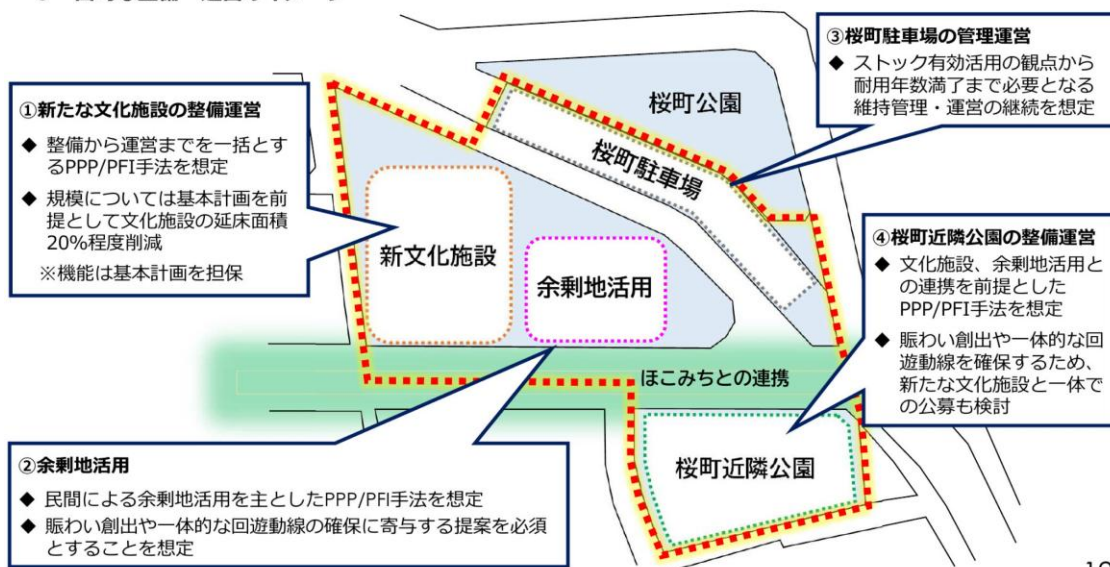
○新たな文化施設 市が直接発注する従来方式で早期整備を

9月議会では、民間活力導入可能性調査費(3,500万円)が提案されました。市庁舎跡地(新文化施設の整備と余剰地の活用)に加え、桜町駐車場、市庁舎別館跡に整備する桜町近隣公園を対象に官民連携(PPP/PFI手法)での事業実施の可能性を調査するための業務委託費です。

鈴木市長は、7月の文化振興審議会で官民連携の導入により地域活性化と市の財政負担軽減につながると説明しました。



5 面的な整備・運営のイメージ



そこでも、基本計画に掲げた芸術性と専門性の高い公演に対応でき、使いやすい施設となるよう取り組むとしていますが、概算事業費は69億から87億に上昇し(外構費など含めると102億)、整備時期は明言できずにいます。

当初完成予定だった2026年から7年近く遅れる見通しで、文化芸術団体からは発表や鑑賞環境の悪化や練習場所の不足への不安の声が上

12 がっています。

PFI手法は財界が民間の儲け拡大のために導入を求めてきたもので、公共の責任を後退させる危険性が拭えません。中西市議は、新たな文化施設は従来方式による早期整備とするよう求めて、補正予算に反対しました。

＼被爆体験者は被爆者だ／

長崎被爆地域拡大協議会(池山道夫会長、写真＝中央)が10月15日、鈴木市長に対して市の判断で被爆体験者に被爆者健康管理手帳を交付するよう要請し、私も同席しました。

会の山本誠一事務局長は要請文を読み上げ、「被爆者援護法第2条3項は、被爆者健康手帳の交付権限を都道府県知事に、同法49条は特例として広島市長・長崎市長に与えている。被爆者援護行政は、現在の地方自治法では、法定受託事務であり、自治体の事務である。長崎市長は、被爆体験者に対して、自らの判断で援護法第1条3号の該当性を判断し、被爆者健康手帳を交付することを要請する」と迫りました。

池山会長が「平均年齢86歳と高齢化する被爆体験者に残された時間は少ない。住民の命を守る原点にたった決断をしてほしい」と要望しました。(ノ)

中西市議は「会としては、はじめて市長の権限による交付を求めたことを重く受け止めてほしい」と早期の手帳交付を求めました。

長崎市の担当者は「国と違う判断をすることは現状、難しい」と応じるにとどまりました。

